

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金

安平町地域ブランド化推進事業支援補助金とは、地場産品を素材にした商品開発や道の駅での商品化に向けた取り組みを支援する制度です。

申請方法 所定の申請書、計画書を作成の上、下記に提出してください。

※様式は町ホームページを参照またはお問い合わせください。

申請期間 5月30日(金)まで

決定方法 6月中に開催される審査会での審査を経て、補助の可否を決定します。

提出先・問合せ 商工観光課商工観光労働グループ ☎ 7083

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対 象 事 業	①地域資源を活用した新規商品開発 ・新たな産品の商品化に向けた開発を行い、将来にわたって町の産品として定着することが期待される事業 ・すでにある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品のブランド価値向上、宣伝普及事業	②道の駅での販売を主たる目的とした新規商品開発 ・道の駅への納品に確実性がある商品開発 ・当町または道の駅の独自性を有し、特産品として定着することが期待される商品開発
対象者	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所などを有する法人または団体	道内に本店、営業所、事務所などを有する法人および安平町商工会に加盟する町内事業主
補助額	対象事業経費の10／10以内（上限30万円、下限5万円、千円未満の端数切り捨て） ※ふるさと納税の返礼品用に開発し、登録された場合については、 <u>上限額を50万円とする。</u> ※ブランド価値向上経費の上限額は10万円。 ※販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売員経費の補助は、事業費全体の40％まで。	対象事業経費の1／2以内（上限50万円、千円未満の端数切り捨て）
対 象 経 費	原材料費 開発に直接利用する原材料費 用具購入費 開発に直接利用する用具の購入費 委託費 開発や改良に係る委託費や専門機関等における調査、分析経費など 謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 旅費 専門家 ^{しょうへい} 招聘や研修のための旅費 デザイン費 商品ラベル、パッケージ製作に要する経費 ブランド価値向上経費 特産品のブランド価値向上を目的としたアワード、コンクールなどに出品する際に必要となる各種経費（上限10万円） 広告宣伝費 商品開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費 販路開拓費 販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の40％が上限。 ※販路開拓のみの事業および販路拡大を目的としたイベント出店のみを行う事業は対象外。	原材料費 開発に直接利用する原材料費 試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費 謝礼 専門家の指導、助言への謝礼 旅費 専門家 ^{しょうへい} 招聘や研修のための旅費 ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費 ※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作費、用具購入に関する経費は対象外。